

Co だより

令和元年度発達障害の理解推進に係る講演会

～学校を変えるいじめの科学～

講師:公益社団法人子ども発達教育研究所 浜松オフィス所長兼主席研究員 和久田 学

令和2年1月7日 群馬県総合教育センター

～たとえば被害者に何らかの落ち度があったとしても、いじめの責任のすべては加害者にある～

I. ボンズらの4つのキーワード (Bully Proofing Your School より)

- ① 相手に被害を与える行為 (身体的、社会的、言葉、脅し、人種や民族、性的)
- ② 反復性 (単発でも深刻な場合がある)
- ③ 力の不均衡 (力の乱用が必須の条件)
- ④ 不公平や影響 (加害者側は間違った考えをもち、大いばりで反論)



わが国の法律「いじめ防止対策推進法」では、「いじめの行為」と「被害者の心身の苦痛」があれば、それを「いじめ」と認定することができる。わが国では、法律の定義を尊重すべきである。

そこで、「いじめを深刻化させる2つのキーワード」として、「力の不均衡」を「アンバランス・パワー」、「不公平や影響」を「シンキング・エラー」と言い換えて共有したい。この2つの要件が揃うと、当事者同士では解決できなくなってしまう。



II. 加害者——シンキング・エラーをどう正すか

加害者はなぜいじめをするのか？

いじめ加害者の最も顕著な特徴は、「共感性のなさに基づくシンキング・エラー」である。また、いじめ加害にはモデル (自分が被害にあったときの加害者) がいる。それは、大人であるかもしれない。

「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」(文部科学省 2013) では、①深刻な場合は、警察をはじめとする専門家と連携をとること、②事実の確認のうえ、保護者の協力を求めること、③いじめの加害者である児童生徒には、いじめの行為の責任を理解させることを主にしつつ、発達段階等に応じて指導したり罰したりすること、となる。

毅然とした態度で、自分のしたことの問題に気付かせるが、同時に、それらの行動の背後にあるシンキング・エラーの是正をしなければ、彼らは同じ問題を繰り返してしまうとボンズらは言う。シンキング・エラーさえ直せば、二度といじめの加害者とならないと指導すればよいのである。人格を否定するのではなく、「間違いは修正すればいいんだ」と納得させることである。いじめの加害者は強者の側に存在する。集団のリーダーとなれる潜在的な力をもっている者であり、そこに教育の可能性が存在するといえるのである。

加害者の予後

オルヴェウスは8歳の時にいじめの加害者だとされた男児は、24歳の時点で、それまでに犯罪をした経験のある確率がそうでない子どもの6倍だったと報告している。コーブランドらは、いじめについて1420人の子どもを詳細に調査している。対象の子どもたちが6～16歳のときに、4～6回、いじめについて調査することで、彼らがいじめの被害者、加害者、そのどちらも経験した者の3つのカテゴリーに分けて追跡し、19～26歳になった時の精神状態を調べた。結果、反社会性パーソナリティ障害になるリスクがそうでない者の4倍あった。また、加害被害の両方を経験した者は、うつ、不安障害、パニック障害、自殺企図などのリスクが、そうした経験をしていない者より高かったのはもちろん、被害経験のみの者より高かった。シンキング・エラーを放置すると、いじめ行動を問題ないものとして学習してしまうためである。



Ⅲ. 被害者——沈黙・孤立を防ぐために

被害者は悪くない

- ① いじめの予後は、深刻である。不登校、学力低下、健康上の問題（身体的・精神的）、自殺、PTSD などに関連する。
- ② いじめ被害を「受身（孤立）型」「誘発型」「捌け口型」などと類型化する試みがなされているが、この中で「孤立」が最もいじめ被害リスクを高めるとする複数の研究がある。
- ③ 被害者が沈黙する（助けを求めない）理由としては、「いじめ被害を誰かに伝えても、助けてもらえなかった経験がある」「孤立している」「助けを求めることはカッコ悪いと思っている」などである。
- ④ 被害者への支援は、まずいじめの責任が加害者にあることを明確にすることから始める。そのことを前提に、二度と同じようないじめに遭わないようにするための支援を行う。

Ⅳ. 傍観者——いじめ防止の鍵を握る存在

傍観者という登場人物

- ① いじめのほとんどに傍観者が存在する。傍観者は、加害者側についているように見えるが、実際にはいじめを不愉快に思っている。
- ② 傍観者は、何も行動しないことが多いが、もしもいじめを止めようとしたならば数秒以内にいじめを止められる可能性がある。
- ③ 傍観者にもリスクがある。被害者と同じように傷つくばかりか、加害者の仲間になってしまうこともある。
- ④ 傍観者は、「何をすればよいかわからない」「報復を恐れている」「何かをして状況を悪くすることを恐れている」という理由によって、いじめに関与しない。
- ⑤ 傍観者は、一見ニュートラルな存在だが、放っておくとシンキング・エラーに陥り、加害者になる。しかし、彼らが良い行動を起こせば、いじめを止めることができる。
- ⑥ よって、傍観者がいじめ防止の鍵を握っている。いじめ防止を考えるときには、傍観者にアプローチすべきである。

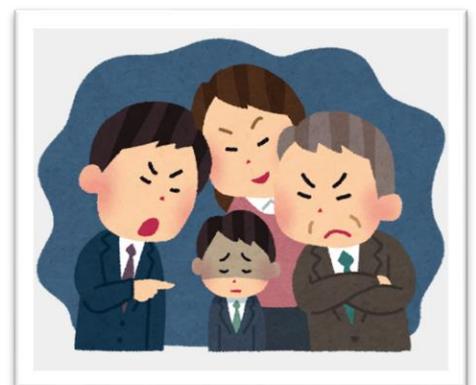
Ⅴ. いじめを縦軸と横軸で整理する

縦軸で整理する……いじめをめぐる縦軸は実は上が下につながるという三次元構造をもっている

いじめと似た言葉として「ハラスメント」というものがある。子どもの世界のいじめ同様、大人の社会では、ハラスメントこそ犯罪と紙一重の問題であろうと認識されている。法務省が財団法人権教育啓発推進センター（2011）に委託して制作した冊子では、一般的に「職場内での地位や権限を利用したいじめ」を指すとしている。前に述べたように、研究の世界では、①「被害性」②「反復性」③「力の不均衡」の3要素で定義されているが、厚生労働省のパワハラ定義では、そのうちの①と③が強調されている。

要するに大人の世界にもいじめは存在するが、スミスらの調査によると子ども時代にいじめ被害もしくはいじめ被害と加害の両方を受けた者は、職場でいじめ被害を受ける傾向が強かった。また、アンダーソンらによると、15歳の時にいじめ被害にあっていた子どもは、18歳の時にいじめにあうリスクが学校教育の場では1.99倍であるが、就職して職場にいる場合には、2.23倍にまで高まるという。

子どものいじめがなくなるのは、大人にモデルがいるからであり、大人のいじめが減らないのは、子ども時代に十分な指導が行われなかったからなのかもしれない。



横軸で整理する……悪い環境は、すべてのことについて、好ましくない環境を増やす

いじめ、ハラスメント問題に関する資料のいくつかが、人権を守るという視点から出されている。これは、特別支援教育と似ている。障害のある子どもの権利擁護の側面があるからである。教育は、学校や支援者の都合に左右されるようなものであってはならず、権利擁護の観点は何よりも優先されるべきだ。障害児は、いじめ被害にあうリスクが高いとされている。知的障害のある子どもはいじめの被害者になることが多く（36%）、同時に加害者になることもあれば（15%）、被害者と加害者の両方になることもある（25%）。ASD（自閉スペクトラム症）のいじめ被害率は44%、加害は10%、加害と被害の両方は16%であり、ASDはいじめ被害の強力な危険因子である。障害児のいじめ被害の問題は、障害児の人権侵害、もしくは障害者差別の問題と絡めて語られるべきなのである。

障害児者はもちろん、LGBT、外国人など、社会のマイノリティは当然弱者である。「力の不均衡」がある以上、特段の配慮が必要である。

私たちは、すべての人の人権を守るべき成熟社会に生きている。この流れの中でいじめを捉えると、さらに真剣に対処すべきであることが明らかになる。

加害者には、モデルがいることから考えて、教師や親といった大人たちが、弱者に対して高圧的なかわりをしてきたとすれば、それは、いじめを増やすことになる。いじめ加害者の増殖という現象を生み、環境・雰囲気の良い悪しは、子どもの行動にダイレクトに影響を与える。良い環境は、いじめはもちろん、不登校、暴力行為など、すべての子どもの問題行動を減らし、逆に好ましい行動を増やし、学力さえも上げることになる。だから、環境（学校風土）へのアプローチはとても重要なのである。

VI. いじめを予防する

いじめ対策の前提—教師が傍観者から脱し、加害モデルにならないこと

教師は普通、子どものいじめの傍観者の立場にある。傍観者がいじめを傍観する理由として「①何をすればよいかわからない」「②報復を恐れている」「③何かをして状況をさらに悪くすることを恐れている」があるが、それが教師に当てはまる可能性がある。①と③は、正しい知識と方法を提供すればよい。さらに、ロールプレイを含んだものを実施することが重要である。②については、あらかじめ子どもたちに、加害者がシンキング・エラーを起こしやすいことを伝えておくことが大切だ。保護者に対しても、いじめかもしれない出来事について、教師及び学校が何を目的にどういう対応をするのか、前もって情報を提供しておく。加えて、子どもにも保護者にも、いじめにかかわることのリスク（加害者・被害者・傍観者いずれも予後がよくないこと）を知らせておくのである。シンキング・エラーがあることを知っていれば、子どもも保護者も、学校の対応に協力するだろう。こうした対応を学校全体で行っていく。

いじめの加害者には、加害行動のモデルがあることがわかっている。教師が子どもをいじめていたり、教師同士がいじめをしていたりすると、その教師が担任するクラスではいじめが起りやすくなる。体罰はもちろん、厳しい指導は、いじめに当たる可能性が高い。すでに時代は変わり、そうした指導に効果がないことは、証明されていることから、大人がこうした行動を変えなくてはならない。

VII. いじめ予防授業で教えるべきこと

■行動を起こす前に

- ・まず、自分がひとりぼっちでないことに気づく。
- ・いじめは加害者側の問題で、自分に落ち度があるわけではないと知る。

■4つの基本的な行動

- ① 誰かにこのことを言う（助けを求める）
- ② 加害者にいじめをやめてほしいと伝える。



- ③ 加害者の行動を無視し、その場から離れる。
- ④ 自信のある態度をとる（その方がいじめが続きにくい）

■いじめのないクラスを作るためのガイドライン

- ① 自分と相手の両方を尊重すること
- ② 安全で楽しい学習環境に貢献すること
- ③ 相手に共感した上で行動し、特に友達を孤立させないこと
- ④ 正義を守る行動（正しい行動）をすること



VIII. 保護者支援のデザインと方法——いじめ防止の鍵を握る存在

いじめ加害者の保護者への支援

- ① 誰が適切な面談者であるかを考える。
- ② 加害者の保護者が防御的・感情的になることを予測する。
- ③ 加害者の保護者に感情的に反応しない。
- ④ いじめの加害に対しては、容赦しない態度を貫く。
- ⑤ 加害者である子どもをどう支援するかについて、具体策を話し合う。
- ⑥ 加害者の保護者が興奮してしまった場合、面談を延期する。



いじめ被害者の保護者への支援

- ① 慎重に話を聞く。
- ② 被害者である子どもの安全の確保に全力を尽くすことを保証する。
- ③ 被害者である子どもをどう支援するか、具体策を話し合う。
- ④ 保護者との連携を密にする。



IX. いじめが生じた後の具体的介入

いじめ加害者への支援

- 事実確認（加害者である児童生徒の行動によって傷ついた者がいるという事実について、その状況（時間、場所、その場にいた人）、行動の内容、頻度を明確にする。）
- シンキング・エラーへのアプローチ（相手を傷つけた事実、被害者の気持ちに共感させ、シンキング・エラーに気付かせる）
- モデルの確認と対応（別の場面では、被害を受けて困っていないか確認する）

いじめ被害者への支援

- 事実確認（被害者・加害者・傍観者等、多くの人から情報を集める）
- 自己肯定感への支援（「いじめの責任は加害者にある」と明確に伝える）
- 孤立の防止とスキルの獲得（対人スキルが高く、温かな雰囲気ของกลุ่มを選び、孤立を防ぐ。スキル不足を放置したまま、グループの中に入れてしまった大人側に問題があると考え、スキル獲得支援を行う。）



X. あらためて、いじめ防止を考える

心の底からいじめを「必要悪」と考えている人がいる。特に、今40代50代といった世代に多いかもしれない。私たちの社会は進歩する。進歩するにしたがって、以前は許されたことが許されなくなる。例えば、タバコがそうである。体罰も同じである。そして、いじめも同様だ。私たちは、「一人ひとりの違いを認め、支え合う」「違いがあることに寛容な社会」を創ろうとしている。いじめをなくす取組は、そうした社会の進歩の流れの中にあるととらえることもできる。我々教職員は、その旗手を務めるべきではないだろうか。

（参考文献）和久田学著 学校を変える いじめの科学 2019 日本評論社